

長崎県職員独身寮利用規則 第2条(3)ウ 及び エ の
五島振興局独身寮(三友寮)における運用について

1. 目的

島内企業への就職促進及び五島地域の活性化を目的として、長崎県職員独身寮利用規則第2条(3)ウ 及び エ に基づき、民間企業等へ就職する者を入居対象とする。

その運用については、五島振興局においてその取扱いを定め、実施するものとする。

2. 独身寮に入居できる者(以下のすべてを満たすもの)

新たに五島市内の民間企業等に就職する者。

又は、五島市内に事業所を置く民間企業等に新たに就職する者で、研修等のため、五島市内に1月以上滞在し、滞在期間中、五島市に住民票を置く者。

現在、五島市以外に在住している者、ただし五島市内在住であっても特別な事情がある者は入居の対象とする。

所属する民間企業等と(一財)長崎県職員互助会の間で確認書を締結し、その民間企業等の推薦と連帯保証がある者。

3. 入居期間

入居日からその年度末までとする。

(ただし5月1日時点の入居状況等により翌年度の存続が決定した場合は1年ごとの更新とし、上限を最大3年間とする。)

4. 入居方法

入居申込書、誓約書、推薦書を添付して、(一財)長崎県職員互助会に申し込む。入居決定に係る事務については、(一財)長崎県職員互助会で行う。

申込書類のうち入居申込書及び誓約書については、(様式1号の2)と(様式5号の2)を準用するものとする。

新たな入居希望があった場合は必要に応じて、三友寮自治会、県職五島支部及び五島振興局により協議を行う。

5. 付則

平成29年3月1日から実施するし、入居は平成29年4月1日以降とする。

平成30年3月14日 一部改正

平成30年8月27日 一部改正

令和2年3月12日 一部改正